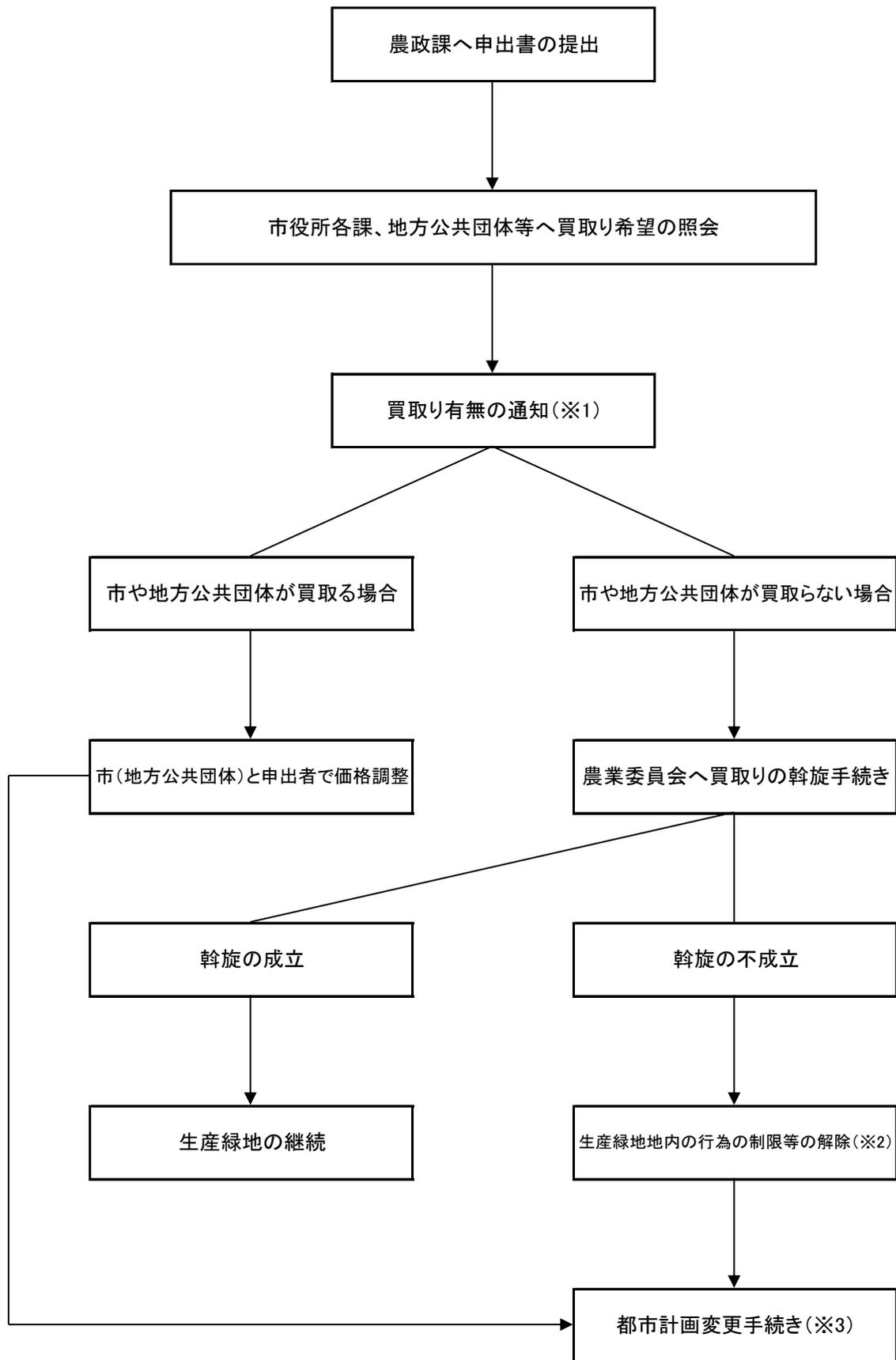


生産緑地法第10条に基づく買取りの申出の流れ



※1 申出受付日から起算して1月以内に申出者へ通知します。

※2 申出の受付日から起算して3月以内に当該生産緑地の所有権の移転(相続その他の一般承継による移転を除く。)が行われなかったときは、解除されます。なお、解除後に解除された旨を申出者へ通知します。

※3 市(地方公共団体)による買取りがあり、所有権が移転した生産緑地および買取りや斡旋がなく制限等が解除された生産緑地について、都市計画で指定している生産緑地地区から除外するための手続きを行います。